

昨今の中小M&A市場における動向を踏まえた周知・注意喚起について

令和6年5月
中小企業庁財務課
M&A支援機関登録制度事務局

M&Aは後継者不在の中小企業が事業承継を実現するための手法の1つとして浸透し、多くの中小企業によるM&Aが実施されるようになっております。依然として経営者が70代以上の企業割合は高いことから、M&Aは希少な経営資源を有する中小企業が廃業を回避するため、引き続き重要な手段として実施されることが期待されます。

一方で、M&A専門業者（仲介者・FA）による仲介契約・FA契約の締結に向けた過剰な営業行為や、不適切な買い手によるM&Aへの支援を行っているのではないかとの疑義が生じる事象が散見されております。

「中小M&Aガイドライン」においては、M&A専門業者（仲介者・FA）に対して依頼者の利益のために善管理注意義務や職業倫理に基づいた支援を実施することを求めています。この趣旨を踏まえ、次のとおり中小企業の皆様に周知・注意喚起をさせていただきます。

①M&A専門業者（仲介者・FA）による不適切な広告・営業行為について

- M&A専門業者（仲介者・FA）から、契約締結しない意思が表示されたにも関わらず継続される広告・営業やM&Aの成立の可能性やその条件について虚偽又は誤解を生じさせる広告・営業等の不適切な行為が散見されております。
- このような行為については、M&A専門業者（仲介者・FA）に対する規律を示す「中小M&Aガイドライン」の趣旨を潜脱するものであり、M&A専門業者（仲介者・FA）に対して停止の要請をしているところです。
- M&Aの実施の意向がなく、M&A専門業者（仲介者・FA）からの継続的な広告・営業を希望しない方は、その旨をM&A専門業者（仲介者・FA）にお伝えいただくことをご検討ください。
- その上で、広告・営業が停止されない場合その他不適切と思われる広告・営業を受けている場合については、「M&A支援機関登録制度」における「情報提供窓口」への情報提供をご検討ください（詳細は別紙をご参照ください）。

②不適切な譲り受け側についての注意喚起

- 一部報道において、譲り渡し側の経営者保証を引受けることなく、譲り渡し側の現預金等の資産を移行し、譲り渡し側の支払いに問題を生じさせ、倒産に至らせるといった行為を複数回にわたって実施した不適切な譲り受け側の存在が指摘されております。
- 類似の条件で提案を受けている場合、特に経営者保証の引受けを前提に低額の譲渡額での譲り受けを提示されている場合等についてはご注意ください。
- このような場合については、M&A専門業者（仲介者・FA）への相談に加え、士業等専門家や事業承継・引継ぎ支援センター等へのセカンド・オピニオンの実施も検討いただき、当該譲り受け側とのマッチングについて慎重に検討いただきますようお願い申し上げます。
- 上記のような不適切な譲り受け側とのマッチング等に際し、M&A専門業者（仲介者・FA）の支援に不適切な点を感じた場合には、「M&A支援機関登録制度」における「情報提供窓口」への情報提供をご検討ください（詳細は別紙をご参照ください）。

M&Aでのトラブルについて、お知らせください

情報提供受付窓口の連絡先

M&A支援機関登録事務局内 情報提供受付窓口 受付フォーム

<https://ma-shienkikan.go.jp/inappropriate-cases>



※ 情報提供の内容に関して、要望される対応や質問への回答はいたしかねますので、ご注意ください。
本窓口は、紛争解決や助言を目的とするものではありません。

※ なお、アドバイザー契約・仲介契約に秘密保持義務条項が規定されていますが、登録M&A支援機関は、情報提供受付窓口で相談等をしたことのみをもって秘密保持義務違反として不利益な取扱いを行わないことを登録時に誓約しています。



情報提供はお電話でも承っております。

TEL : 03-4577-6532 (平日 10:00~17:00)

M&A支援機関との契約・支援内容で、こんなことはありませんか？

事例 1 M&A支援機関の不誠実な対応によりトラブルになった

M&A支援機関が提供するサービスの履行が不十分であったり、契約で定められた条件や約束を遵守しないなど、不誠実な対応を受けた。

事例 2 手数料について十分な説明を受けていなかった

M&A支援機関に支払う成功報酬は売却代金の5%と聞いていたが、最低報酬金額が適用され、想定よりも高い手数料を払うことになった。

事例 3 譲渡金額の根拠についての説明がなかった

株式の譲渡金額等の評価手法や前提条件等について、M&A支援機関から事前説明がなかった。

事例 4 適切なデュー・ディリジェンスが実施されなかった

企業の価値や事業のリスク等を適切に評価するために行う調査であるデュー・ディリジェンス (DD) の実施において、仲介者の M&A 支援機関が自らDDを実施していたこと等でDDが不十分であった。また、弁護士や会計士等の専門家の意見を求めることができることについて、知らされなかった。

中小企業経営者とM&A支援機関における中小M&Aの適切な進め方を「中小M&Aガイドライン」として提示しています

中小企業庁では、「中小M&Aガイドライン」を策定し、M&A業者等に対して適切なM&Aのための行動指針を提示しています。

また、後継者不在の中小企業向けの手引きとして、中小M&Aの進め方や留意点などを整理した「中小M&Aハンドブック」も作成しています。M&Aを検討される際は、これらをぜひご覧ください。

＼中小M&Aガイドラインを読む前に／

中小M&A
ハンドブック



中小M&A
ガイドライン
(第2版)



中小M&Aガイドラインに沿わない契約や支援内容があれば、表面の「情報提供受付窓口」に情報をお寄せください。

中小企業が安心してM&Aに取り組めるように、2021年8月にM&A支援機関の登録制度が創設されました。

その後、登録支援機関が公表されたことに伴い、登録されたFAや仲介業者が提供するM&A支援サービスを巡って、問題を抱える中小企業者の方々からの情報を受け付けるための「情報提供受付窓口」も設置されました。



受付情報とその利用

- M&A支援機関登録制度に登録されたFA・仲介業者による中小M&A支援に関して、不適切な支援が行われた場合の情報を受け付けています。
- 受け付けた情報については、情報提供者等が特定されないように留意しながら、他の中小企業者への注意喚起に用いるなどM&A支援機関登録制度の運営に利用します。

※ なお、アドバイザー契約・仲介契約に秘密保持義務条項が規定されていることもありますが、登録M&A支援機関は、情報提供受付窓口で相談等をしたことのみをもって秘密保持義務違反として不利益な取扱いを行わないことを登録時に誓約しています。